



(裏)

工場等付近の見取図

工場等の建物及び施設の配置図

備考

- 1 届出書の提出部数は2部とすること。
- 2 法令及び県条例の適用を受けるもの並びに市条例による指定施設を有するものは、公害を発生し、又は排出する施設の概要の欄及び公害防止の措置の概要の欄の記載は要しない。ただし、法令又は条例による届出の有無の欄に該当する項目を○で囲むこと。
- 3 変更届の場合は、変更前を青色又は黒色、変更後を赤色で対照すること。
- 4 ※印の欄は記載しないこと。